

京都大学公印規程及び京都大学事務委任等規程新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学公印規程</b> (平成17年6月9日総長裁定)</p> <p>(前 略) (公印の作成等)</p> <p>第3条 公印の作成、改刻又は廃止は、次条から第6条までの規定により、次に掲げる公印の区分に応じ、当該各号に掲げる者（以下「公印制定者」という。）が行うものとする。</p> <p>(1) 国立大学法人京都大学及び京都大学の印、総長、学長、理事及び監事の印 総務部総務課長 (2) 副学長の印 教育推進・学生支援部学生課長 (3) 事務本部の所掌に係る公印 当該部長が指定する課長、プロボストオフィス室長又は公正調査監査室長 (4) 別表の種類欄に掲げる公印のうち前3号に掲げる公印以外の公印 当該公印を作成、改刻又は廃止する共通事務部の事務部長又は部局の事務部長若しくは事務長</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(公印の作成等)</p> <p>第3条</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3) 事務本部の所掌に係る公印 当該部長が指定する課長、プロボストオフィス室長、公正調査監査室長又は不正防止実施本部事務室長</p> <p>(4) (同 左)</p> <p>2</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学事務委任等規程</b> (昭和45年10月31日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 総長は、各部局並びに事務本部の各部、プロボストオフィス及び公正調査監査室（以下「事務本部の各組織」という。）の長に、旅行命令又は旅行依頼に関する権限のうち、それぞれ当該部局又は事務本部の各組織の教職員等に対し旅行命令を発し、及び当該部局又は事務本部の各組織の教職員等以外の者に対し当該部局又は事務本部の各組織の用務に係る旅行依頼を発する権限を委任する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 総長は、各部局並びに事務本部の各部、プロボストオフィス、公正調査監査室及び不正防止実施本部事務室（以下「事務本部の各組織」という。）の長に、旅行命令又は旅行依頼に関する権限のうち、それぞれ当該部局又は事務本部の各組織の教職員等に対し旅行命令を発し、及び当該部局又は事務本部の各組織の教職員等以外の者に対し当該部局又は事務本部の各組織の用務に係る旅行依頼を発する権限を委任する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、令和3年4月16日から施行する。</p>